

にいがた



▲藤塚浜の風力発電(新発田市)

Contents

- 算定基礎届は正しく届出ましょう
- 傷病手当金について
- 社会保険事務講習会7月のご案内
- 海の家「割引券」をご利用ください

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
一般財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

算定基礎届は正しく届出ましょう

毎年7月に届出する「算定基礎届」は、7月1日現在のすべての被保険者(その年の6月1日以降に資格取得した方を除く)の4月、5月、6月に支払った報酬額(給与等)をもとに、その年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定(定時決定)するために必要な届出です。また、定期昇給等による固定的賃金の変動があった場合に必要届が「月額変更届(随時改定)」となります。

この標準報酬月額は厚生年金保険等の保険料や将来受給する年金額の計算の基礎となりますので正しく届出ましょう。

算定基礎 Q & A

Q1 算定基礎届はいつ届出すればいいですか?
A. 算定基礎届は4月、5月、6月に実際に支払われた給与に基づき作成して、平成25年度は7月1日(月)から7月10日(水)までに届出をします。



Q2 届出する報酬についておしえてください。
A. 届出の報酬は4月、5月、6月に実際に支払われた税金等を控除する前の通勤手当等を含む総支給額です。金銭・現物を問わず、事業主が労働の対償として支給するすべてのものです。
現物で支給されるものについては、都道府県毎に定められた(※1)標準価額等によって金銭に換算して計算することになります。ただし、食事の標準価額の3分の2以上が本人負担の場合は、報酬に含みません。
これまで、本社管理(※2)の適用事業所において、支店等に勤務する被保険者の現物給与は、本社が所在する都道府県の価額を適用していましたが、平成25年4月1日以降は、支店等が所在する都道府県の価額を適用することになりました。
※1 各都道府県毎の標準価額等は日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)でご確認ください。
※2 本社管理とは、本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっていることをいいます。
なお、派遣労働者の現物給与は、実際の勤務地(派遣先の事業所)ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額を適用します。

報酬になるもの(例)	
金 銭	現 物
基本給、諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当等)賞与等(年4回以上のもの)	食券、食事、社宅、寮、衣服(勤務服でないもの)、自社製品、通勤定期券(月額相当分金額)等

Q3 届出する支払基礎日数をおしえてください。
A. 支払基礎日数は、報酬の計算の基礎となる日数のことをいいます。
日給者の場合は出勤日数となり、月給者の場合は出勤日数に関らず暦の日数となります。ただし、月給者であっても欠勤日数分の報酬が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

Q4 途中入社した場合の注意点はありますか?
A. 報酬の支払対象期間の途中で入社し、1か月分の給与が支給されない月(途中入社月)がある場合、その途中入社月を除いた月の報酬月額の平均額により標準報酬月額を決定します。
該当する被保険者の方がいる場合は、備考欄に資格取得年月日を記入し、併せて修正平均額欄にその途中入社月を除いた月の平均額を記入してください。

事業所調査に対する日本年金機構からのご協力とお願いについて

算定基礎届の届出にあたり、管轄年金事務所から別途「総合調査」等実施のご案内をさせていただく場合がございます。案内が届きましたら、「算定基礎届」はご案内の調査日時に必要関係帳簿等とともにご持参いただきますようお願いいたします。調査につきましてご理解ご協力をお願い申し上げます。

Q5

毎年、繁忙期の報酬で標準報酬月額が決定されています。 通常の算定以外に方法がありますか？

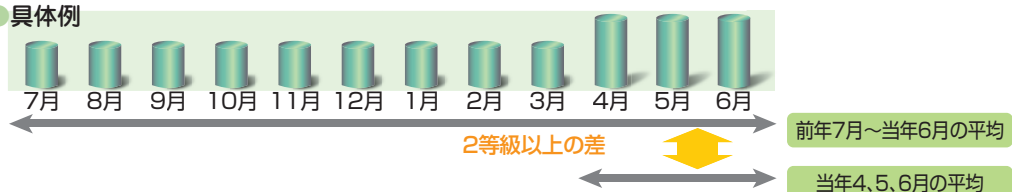
A. 一般的な算定方法では標準報酬月額を算定できない場合や、算定結果が著しく不当となる場合、算定の特例として、標準報酬月額を保険者が決定します。これを保険者算定といいます。

この保険者算定が適用される基準が平成23年4月1日から追加されています。

●追加された基準

「当年の4、5、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合。（いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。）

●具体例



※このように比較し2等級以上の差があり、これが例年見込まれれば、前年7月から当年6月の給与（年3回以下の賞与は含みません。）の平均額により標準報酬月額を算定します。

●上記に当てはまる場合の届出方法

事業主からの申立が必要になりますので、算定基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の資料を添付してください。（各様式については日本年金機構HPおよびお近くの年金事務所を確認してください。）

- ・業務の性質上例年見込まれるものである理由を記載した申立書
- ・被保険者の同意書
- ・当年4、5、6月の報酬額等と前年7月から当年6月の報酬額等を比較した書類

※ただし、4～6月までの期間に定期昇給等による固定的賃金の変動があり、7～9月に随時改定が行われる場合は、随時改定が定時決定に優先することから、定時決定において年間報酬の平均では算定は行われません。

Q6

70歳以上の方の届は必要ですか？

A. 70歳以上で年金を受給されている方についても、在職老齢年金の調整の仕組みが適用されるため、下記の3つの条件にすべて該当する方は「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」の届出をお願いします。

- 1) 昭和12年4月2日以降の生まれの方
- 2) 厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方で、常時使用されている方
- 3) 過去に厚生年金保険に加入されていた方

Q7

届出は紙による提出のみですか？

A. 「算定基礎届」は用紙による届出のほか、電子媒体申請（CD・DVD等）や電子申請による届出が可能です。詳しくは、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

Q8

月額変更届についておしえてください。

A. 被保険者の報酬が昇給や降給などにより大幅に変わったときは、次の3つの条件にすべて該当する場合に標準報酬月額の改定（随時改定）が行われます。（標準報酬月額の改定月は固定的賃金変動月から4か月目になります。）該当する被保険者については「月額変更届」の届出が必要となります。

- 1) 固定的賃金の変動があったとき
- 2) 変動月から引き続く3か月間に支払われた報酬（残業手当等の非固定的賃金も含めた総支給額）の平均月額による標準報酬月額と、従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
- 3) 変動月から引き続く3か月間、各月の支払基礎日数がすべて17日以上あるとき

※新しい標準報酬月額は、改定が6月以前に行われた場合はその年の8月まで、7月以降に行われた場合は翌年の8月まで使われることになります。7月改定の「月額変更届」を届出された方は、「算定基礎届」の備考欄に「7月月変」と記入してください。

※ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

傷病手当金について

被保険者が病気やけがの療養のために仕事を休んだとき、**受給条件①～④をすべて満たす場合は**、申請により傷病手当金を受給することができます。

受給条件

- ① 業務外の病気、ケガで療養中であること（業務上や通勤途中の場合は除く）
- ② 療養のために仕事につけないこと（労務不能）
- ③ 4日以上仕事を休んでいること（初めの3日間は連続していること）
- ④ 給与の支給がないこと（給与が一部支給されている場合は傷病手当金と調整）

支給額・支給期間

支給額	休業1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額 ※申請期間の中で給与が一部支給されている場合は、傷病手当金と調整されます。 ※傷病手当金と同じ傷病で障害厚生年金や障害手当金を受けられる場合や、健康保険の資格喪失後に老齢厚生年金、退職共済年金などが受けられる場合は、傷病手当金と調整されます。
支給期間	休業の4日目から支給対象となり、同一の病気・ケガについて最長で、支給開始日から1年6か月（支給の実日数でなく、暦の上での期間）となります。

資格喪失後の給付

以下の条件をすべて満たす場合は、退職などで健康保険の資格を喪失した後も引き続き傷病手当金を受給できます。

- ① 退職日（資格喪失日の前日）までに被保険者期間（任意継続を除く）が継続して1年以上あること。
- ② 退職日時点において傷病手当金を受けていたか、または受けられる条件を満たしていること。
- ③ 退職日も労務不能のため休んでいること。

※資格喪失後に継続して受給されている方が仕事に就くと、その時点で傷病手当金の支給は終了します。

手続きについて

申請書名	健康保険傷病手当金支給申請書 →申請書内に事業主の証明および担当医師の意見の記載が必要です。 ※資格喪失後の期間について請求する場合は、事業主の証明は不要です。
添付書類	・申請期間とその前1か月分の賃金台帳（写）および出勤簿（写） ・年金証書（写）または年金額改定通知書（写） ※障害年金や老齢年金との調整が必要な場合 ◎内容に応じて、この他にも添付書類が必要となる場合があります。
提出期限	休業した日の翌日から2年以内

傷病手当金の支給例

標準報酬月額28万円	→	支給日額	6,220円
6月1日～6月30日まで 30日間休業	→	支給期間	27日間 （初めの3日間は支給されません）
給与の支給0円 社会保険料（自己負担分）はご自身で負担	→	調整金額	0円
傷病手当金支給額 6,220円 × 27日間 = 167,940円			



お問い合わせ先 【業務グループ】 TEL.025-242-0262

 **全国健康保険協会 新潟支部**
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260（代表）

社会保険事務講習会7月のご案内 参加料無料

社会保険の事務担当をしている方を対象として、次の日程で社会保険事務講習会を開催します。
どなたでも参加いただけます。参加費は無料です。

特典 講習会参加者には、参考図書「社会保険の手引き」を差し上げます。

【講習時間割】 社会保険の加入資格・保険料・扶養届について 講師:日本年金機構年金事務所
保険証交付までの流れ・健康保険給付の概要 講師:全国健康保険協会新潟支部

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
7月 9日(火)	午後1時30分 ～午後4時	燕三条地場産センターリサーチコア	三条市須頃1-17	60名
7月11日(木)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	70名
7月16日(火)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
7月17日(水)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	36名
7月18日(木)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
7月23日(火)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
7月30日(水)		アトリウム長岡	長岡市弓町1-5-1	40名

※「クロスパルにいがた」「アトリウム長岡」会場は、駐車場が少ない為、公共交通機関をご利用ください。

お申込み方法

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。
(電話によるお申し込みも可能です。)なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ FAX.(025)290-3201 TEL.(025)240-5337

7月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間	主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間
新潟東年金事務所 (025-283-1013)	五 泉 市 福 社 会 館	18(木)	10:00～15:00	上越年金事務所 (025-524-4115)	糸 魚 川 市 役 所	10(水)	10:00～15:00
	阿 賀 町 役 場 本 庁	24(水)	10:00～15:00			24(水)	10:00～15:00
新潟西年金事務所 (025-225-3008)	両 津 地 区 公 民 館	17(水)	12:40～15:00		柿 崎 商 工 会	17(水)	10:00～15:00
長岡年金事務所 (0258-88-0006)	小 千 谷 市 民 会 館	10(水)	10:00～15:00	新発田年金事務所 (0254-23-2128)	村 上 市 役 所	10(水)	10:00～15:00
		24(水)	10:00～15:00			24(水)	10:00～15:00
	小出ボランティアセンター	25(木)	10:00～15:00		阿賀野市水原総合体育館	17(水)	9:30～12:30
予約可能な時間は各会場とも開始時間から、 終了時間の30分前までとなりますのでご注意ください。				六日町年金事務所 (025-716-0802)	十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	11(木)	10:00～15:00
						25(木)	10:00～15:00

- 年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています(相談は無料)

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第2火曜日(10:00～15:00)
- 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……………毎月第2水曜日(10:00～15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※社会保険協会の年金相談は、年金記録・年金見込額の即日回答はできませんので、ご了承ください。



松風荘で、やすらいだくつろぎのひとときを。

『ナノミストサウナ』は
低温(38℃～42℃)で
ゆっくり体を温めます。

閑静なたたずまい・落ち着いた10室

お申し込み・お問い合わせはお気軽に

〒958-0037
村上市瀬波温泉2-4-29 電話0254-53-3086

瀬波保養所 **松風荘**



海の家 開設

今年も、被保険者や家族の方々の健康増進と仲間同士の
レクリエーションなどに大いにご利用ください。

海を家の「割引券」を
ご利用ください

- ◆ 利用施設 …… 契約「海の家」全て共通です。
- ◆ 割引金額 …… 1枚300円割引です。各浜茶屋で差額を支払ってご利用ください。
- ◆ 利 用 券 …… 1枚につき1人のみ利用できます。

開設場所及び開設期間 各浜茶屋開設日～8月31日(土) 一部開設期間が異なる
ところがあります

● 関屋浜海水浴場(新潟) ・シーポイントニイガタ ・こがねや ・幸楽	● 藤塚浜海水浴場(新発田) ・浜茶屋全店	● 番神海水浴場(柏崎) ・ブルーマリン ・レッドアンカー
● 角田浜海水浴場(巻) ・泉屋	● 瀬波温泉海水浴場(村上) ・ニューハートピア新潟瀬波	● 谷浜海水浴場(上越) ・清水屋 ・日本海 ・いそや
● 野積海水浴場(寺泊) ・まつや	● 石地海水浴場(柏崎) ・佐渡見茶屋 ・ココ・バームスー等茶屋 ・海の家日本海 ・リゾートニューかもめ	
● 間瀬海水浴場(新潟) ・竹の家		

● **申し込み先** …… 新潟県社会保険協会各支部(各地区事務センター)

上越地区事務センター

管轄支部 上越支部・柏崎支部
住 所 〒943-0837
上越市南城町1-5-9
電 話 025-527-4880

中越地区事務センター

管轄支部 長岡支部・六日町支部
住 所 〒940-0061
長岡市内町3-甲893-36丸山ビル601
電 話 0258-31-8090

下越地区事務センター

管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部
住 所 〒950-0087
新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F
電 話 025-290-3200

● **申し込み方法** …… 郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

コピーしてご利用ください

「海の家」割引利用券申込書

該当する支部名を○で囲んでください。	申込希望枚数
新潟東・新潟西・三 条・新発田・長 岡・六日町・上 越・柏 崎	枚
上記のとおり申し込みます。平成25年 月 日	
事業所住所	事業所名称
新潟県社会保険協会 様	